

教育委員会 1 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 6 年 1 月 1 1 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 大脇 忠
欠 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 磯村 玲子 教 育 政 策 課 長 谷口 暎 学 校 教 育 課 長 大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹 此下 明雄 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 杉江 圭司 文 化 課 長 井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長 中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	0 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 5 分

< 前回会議録の確認 >

12 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、9 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、9 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P3, 4）

（質疑応答）

加藤委員	実績報告を見ると参加人数が少ない催しもあるのですが、少人数の催しについても後援の対象になり得るのでしょうか。
------	--

教育政策課長	後援については、後援及び推薦に関する取扱要領の第5条で許可基準を定めております。許可基準では、内容について「目的が明確なものであること。」や「生活、経験及び興味に即しているものであること。」などとなっております。また、催物の目的についても「営利を目的としていないものであること。」や「有料である場合は、料金が社会通常適当な額であること。」などの基準がございます。委員からご指摘いただいた規模、人数については特に制限を設けておらず、催物について教育上の価値が高く、広く一般市民を対象とするものであれば、認めているというのが現状です。
加藤委員	人数を問わないことで教育委員会後援の周知にはつながるかもしれませんが、人数を問わないことで事務の負担が増加することにもなるかと思えます。今の基準では対象になり得るとのことですが、例えば実績での参加人数があまりにも少ない場合は、次年度以降は考えるとかそういうことも検討されてはどうかということを意見として申し上げたいと思います。

(3) 令和6年度儀式等について

- ・令和6年度における市立学校の入学式等の儀式の日程について報告があった。(学校教育課主幹 資料P5)

(4) 「第16回 NIHONGO スピーチコンテスト」結果について

- ・「第16回 NIHONGO スピーチコンテスト」について、19名の参加があったことなど結果について報告があった。(まちづくり協働課長 資料P6)

(5) 瀬戸市公民館(14館)の利用料について

- ・令和6年度からの瀬戸市公民館の利用料金について、指定管理者との協議結果の報告があった。(まちづくり協働課長 当日配布)

(質疑応答)

加藤委員 (事前)	市が条例において公民館の使用料を設定した際の基本的な考え方を改めて伺います。また、瀬戸市公民館協議会が利用料を設定するにあたっての基本的な考え方を教えてください。
まちづくり協働課長	条例における使用料設定の基本的な考え方につきましては、瀬戸市地域交流センターと同じ設定としております。交流センターの料金設定については、パーティセと及び近隣施設の平米単価等を参考にして設定したものです。 また、協議会が利用料を設定するにあたっての基本的な考え方につきましては、地域交流センターなどは比較的新しい施設が多く、公民館はそれよりも古い施設となっていることから、交流センターの金額を超えない範囲で定めたということです。
加藤委員 (事前)	瀬戸市公民館協議会は、指定申請書に添付した収支予算書において、令和6年度の利用料金収入を1100万円としています。同協議会は今回の利用料の単価設定で年間1100万円の収入が見込めると判断しているという理解でよいですか。
まちづくり協働課長	委員のおっしゃる通りです。1100万円の利用料金収入を見込んでいます。
加藤委員	条例の使用料単価で時間当たりの利用料金を設定した場合、年間の利用料金収入はど

(事前)	のぐらいの額が見込まれるかを市は試算しましたか。
まちづくり協働課長	各館のこれまでの寄付協力金の実績に新料金の変動率をかけて新料金での収入見込みを試算しております。50%程度の公民館利用の増加を見込んでおりますので、私どもの試算でも、予算の見込みと同程度になるものと考えております。
加藤委員(事前)	条例における使用料の単価の範囲内であれば、議会の議決がなくとも、市長の承認のみで利用料金を値上げすることが可能です。市としては、値上げを認める要件についてどのように考えていますか。
まちづくり協働課長	周辺施設の状態や光熱費、運営の状態などを勘案しての判断になると考えております。
加藤委員(事前)	指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができることになっています。既に指定管理制度を導入している地域交流センターでは、公益上その他特に必要があると認める場合の減免については、利用者が指定管理者に対して利用料減免申請書を提出しなければならないと規則で定められていますが、公民館においても同じ取扱いを予定しているのですか。
まちづくり協働課長	減免等につきましては、交流センターと同様に手続きをするものと考えております。
加藤委員(事前)	地域交流センターにおいて、公益上その他特に必要があるとして減免が認められた代表的事例をいくつか紹介していただけますか。
まちづくり協働課長	団体では、自治会や地域福祉団体、地区社協等です。また、行政の利用について減免としております。
加藤委員	指定管理制度を導入した場合、利用料というのは指定管理者が条例の範囲内において設定することができるのですが、私が調べた限りでは、瀬戸市のスポーツ施設やパーティセと、瀬戸蔵の会議室は条例で定めた使用料の上限額と、指定管理者が設定した金額は同一でした。その中でまちづくり協働課が所管している地域交流センターと公民館だけが条例上の上限額と実際の利用料に大きな差があります。特に公民館のグラウンドだと実際には条例上の額の半分か3分の1ぐらいになる予定とのことですが、先ほどのご回答では地域交流センターと同様の基準で設定したということですが、実際には地域交流センターあるいは来年度からの公民館においては、条例上の上限額よりもかなり低い額で利用料を設定しているということですが、それであるなら事前によく相談して、条例を実際の利用料に近い額になるように調整すべきではなかったかと思うのですが、どのように認識されているのでしょうか。
まちづくり協働課長	委員ご指摘のとおり、パーティセと及び瀬戸蔵は条例上の上限額と実際の利用料が一緒になっています。また、交流センターについては、上限額よりも低い金額で利用料が設定されています。これは交流センターの実施を決定する際に、公民館から移行するというので、今まで徴収していた額から急に値上げをすると利用率が低下する懸念があることと多くの人に利用していただくという公民館の趣旨から利用料金は従前と変動がないようにということで設定しました。 今回の公民館の利用料につきましては、これまでの寄付協力金の額から離れて高い利用料を設定することは、公民館の利用を妨げるのではないかと、皆さんが離れていってしまうのではないかと、という懸念から指定管理者が設定する利用料は低く抑えている

	<p>といった認識をしております。条例上の上限額とかなりの乖離があるといったご指摘ですが、これは公民館を多くの方々に利用していただくことと、公民館が地域の拠点であるという趣旨からすると、利用料を上げて、皆様が困って行く場がなくなったりするのも問題があるとも考えております。今回、指定管理者から申し出のあった利用料は、条例の範囲内ですので、特に問題はないと考えております。</p>
加藤委員	<p>それであれば、条例上の使用料の額について、指定管理者の意向も踏まえて設定すべきではないかと思うのですが、この条例の使用料の額というのは、受益者負担の適切な額としてこの料金を条例の使用料に設定したのではないですか。</p>
まちづくり協働課長	<p>公民館の条例上の使用料の額は交流センター等を参考にして金額を決めております。実際には、指定管理を導入しなければ、その金額になるわけですが、その時点では指定管理者についての想定ができておりませんので、まずは交流センター等を参考にした金額での設定をしております。ですから、これはあくまでも上限ですので、その中で決めていただくということであれば良いのではないかと考えております。これが直営であれば利用者に大きな負担が発生しますが、指定管理を前提として条例改正をしておりますので、この金額の範囲内で指定管理者により利用料の設定がされるものと思っておりますので、こちらは乖離があっても良いと考えております。</p>
加藤委員	<p>指定管理者が想定されていなかったとおっしゃいましたが、6月の時点で市議会において、まちづくり協働課長さんは公民館の利用料の設定は今と変わらないようにしたいと発言しています。また、指定管理者についても公民館協議会が一括で行うことを早い段階から発言していました。条例の使用料と実際の利用料があまりに乖離すると議会の議決を得ることなく、条例上の上限まで利用料を上げることも可能となります。これは市議会を軽視しているのではないかという懸念を私は持つのですが、値上げを簡単にできるようにするために予め高い使用料を条例で設定しておいたのではないかとされる危険もあると思います。まちづくり協働課が管理する施設だけが条例の上限額と実際の額を異なる設定にしているという理由を再度お尋ねしたい。</p> <p>それから、先ほど指定管理者が設定した利用料の単価を用いて料金収入を試算したとのことでしたが、利用料の単価を上げると、利用者が減るから、条例の使用料単価で運用しても、指定管理者の設定する単価で運用しても、入ってくる収入はどちらも1,100万円程度になるという結果になったということによろしいですか。</p>
まちづくり協働課長	<p>まず、指定管理者が利用料を低く設定している考えとしては、やはり地域の拠点として皆様に利用していただきたいという事です。また、利用料金の大幅な変動というのは障害になるという思考がありますので、公民館協議会で考えられたということですので。とは言うものの全体で言いますと122%程度金額が上がっております。こちらは議会の正副議長、それから委員会の設置といったところで、お話をしてみたいと思っておりますので、議会の皆様にもそのようにご了承をいただく動きをしますということです。</p> <p>それから試算結果の1100万円という金額に関しては、公民館協議会の試算も1100万円ということですし、申請で出された予算だと思っておりますが、私どもの方も今の実際には上がりつつそのところは何%ぐらい上がってるかといったところから、令和5年度の実績等を見まして、さらに10%アップするという試算からすると似たような金額</p>

	になりましたので、これについては当初の協議会の見込みが適正だったと思っております。
加藤委員	再度確認させていただきます。仮に条例による使用料の金額で運用しても、公民館が設定した利用料で運用しても、1100万円程度の収入になる試算であったということによろしいですか。
まちづくり協働課長	公民館協議会全体として見ますと1100万円ぐらいの規模の収入となります。
加藤委員	何度も恐縮ですが、条例による使用料で運用した場合の収入試算はやっていないということによろしいですか。収入試算については、公民館協議会が条例の範囲内で設定する利用料から試算し、1100万円と見込んで書類を提出していて、それをまちづくり協働課が検証したところ、1100万円というのは適切であるという結果であったということですか。
まちづくり協働課長	公民館協議会が設定する利用料での見込みを検証したところ、適切であると判断したものですので、委員がおっしゃる通りです。
加藤委員	そうすると令和6年度に1100万円の収入が入らなかった場合、次年度以降に値上げを検討する可能性があるのでしょうか。
まちづくり協働課長	今後の状況などを見ての判断になると考えますが、まだ1年目なので、そのようなことがないように運営をしてみたいと考えております。
加藤委員	既に指定管理制度を導入している地域交流センターでは、公益上その他特に必要があると認める場合には減免について、利用者が指定管理者に対して使用料減免申請書を提出しなければならないと施行規則で定められていますが、今回も同じ取り扱いを予定していますか。
まちづくり協働課長	公民館の減免についてはまだ協議会において確定をしておりますが、地域団体と公民館のこれまでの関係を勘案して判断されるものと考えております。
加藤委員	制度上、指定管理者の判断で減免ができるようになっていますが、減免基準については市が示していく必要があると思います。「公益上特に必要があると認めるとき」というのは瀬戸蔵やパーティセとでも規定がありますが、市の施設全体としての統一性が必要だと考えます。結果として減免を穴埋めするのは税金になるので、真に必要な場合に限って減免をするということが必要であると思いますので、十分考慮していただきたいと思います。

2 議 案

第1号議案 令和6年度全国学力・学習状況調査の参加について

- ・令和6年度全国学力・学習状況調査の実施概要とこの調査に市立の全小中学校が参加することについて説明があった。(学校教育課主幹 資料P7～33)
- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）
(質疑応答)

加藤委員	全国で参加しない学校があったのか教えてください。
------	--------------------------

学校教育課 主幹	把握していません。調べてみて分かれば次回定例会で報告させていただきます。
-------------	--------------------------------------

第2号議案 令和6年度県費負担教職員たる校長及び教頭の任免の候補者（案）について

- ・本議案については、瀬戸市教育委員会会議規則第7条の2に基づき秘密会となりましたので、同規則第16条第3項に基づき議事録は非公開となります。

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

3 その他

(1) 日程について（資料P34）

- ・令和6年2月定例教育委員会は2月8日（木）13:45から瀬戸市学校給食センター会議室で開催する予定であることの報告があった。
- ・令和6年3月定例教育委員会は3月14日（木）14:00から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。

(2) コミュニティ・スクール一層の推進を願う陳情について（学校教育課長 資料P35）

- ・陳情内容については、本市教育委員会で取り組んでいるコミュニティスクールの事業を市民に知っていただく策を講じるよう要望するもので、具体的には令和5年12月22日に文化センターで開催された「地域とともにある学校づくり 瀬戸市コミュニティスクール公開研修会」を録画保存することと、瀬戸市教育委員会と瀬戸市でコミュニティスクール推進のプロジェクトチームを組織することを求めることの2点であることの説明があった。
- ・1つ目の研修会の録画保存については、要望があれば情報提供する予定であることと、2つ目のプロジェクトチームについては、これまでもコミュニティスクールについては、教育委員会と市長部局において情報共有を図りながら取り組みを進めていることから、事務局としては引き続き現在の体制で連携しながら、コミュニティスクールの推進に取り組んでいきたいと考えていることの説明があった。

（委員意見）

稲垣委員	1つ目の録画保存に関しましては、要望があったら貸出をするというお話でした。要望があることをどう吸い上げるかについてですが、こうしたことをご存知ない市民の方もいる中で、要望があまり出てこないのではないかと危惧します。市民にとって有益かつ必要であるというのであれば、こうした動画があり、視聴したい方はご要望くださいといった周知をする必要があるのではないかとという提案をさせていただきます。ご検討ください。
------	--

教育長

加藤 正夫

教育長職務代理

小澤 慎太郎